

○天童市環境マネジメントシステム規程

平成21年3月31日

／訓令第4号／議会訓令第4号／教育委員会訓令第3号／選挙管理委員会訓令第2号／農業委員会訓令第2号／監査委員訓令第2号／消防本部訓令第7号／

庁中

出先機関

改正 平成22年3月31日訓令第4号等

平成23年3月31日訓令第8号等

平成24年3月30日訓令第9号等

平成25年3月29日訓令第11号等

平成26年6月30日訓令第11号等

平成26年10月28日訓令第25号等

平成26年12月26日訓令第39号等

平成27年3月31日訓令第9号等

平成27年10月30日訓令第23号等

平成29年3月31日訓令第3号等

令和2年4月1日訓令第12-2号等

天童市環境マネジメントシステム規程（平成14年市訓令第9号等）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、本市が行う事務事業における環境配慮及び環境保全に関する取組（以下「環境マネジメント」という。）に関して必要な事項を定め、もって地球環境及び地域環境の保全に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 環境マネジメントに関する制度の名称は、天童市環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）とする。

（実施対象組織）

第3条 システムの実施対象組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本庁

- (2) 市立保育園
- (3) 市立田麦野へき地保育所
- (4) 児童館
- (5) 健康センター
- (6) 農業センター
- (7) 森林情報館
- (8) 天童市民病院
- (9) 上下水道事業所
- (10) 消防本部消防課
- (11) 消防署
- (12) 教育委員会事務局
- (13) 学校給食センター
- (14) 市立小学校及び中学校
- (15) 市立公民館
- (16) 市立高原の里交流施設ぽんぼこ
- (17) 勤労青少年ホーム
- (18) 選挙管理委員会事務局
- (19) 監査委員事務局
- (20) 農業委員会事務局
- (21) 議会事務局

2 システムは、前項に規定する実施対象組織の事業活動を対象に運営する。ただし、天童市民病院については、システムの適用が可能な事業活動を対象とする。

(平22訓令4等・平23訓令8等・平24訓令9等・一部改正)

(部門及び所属する課等)

第4条 システムの実施対象組織に属する実行部門並びに当該実行部門に所属する課、室、所、学校及び施設（以下「課等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第5条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

- (1) 環境方針 システムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本理念並びに基本方針を定めたものをいう。
- (2) 環境目的 環境方針から生じる中長期的な到達点をいう。
- (3) 環境目標 環境目的を達成するための短期的な到達点をいう。
- (4) 実施計画 環境目的及び環境目標を達成するための具体的な取組内容、責任、日程等を明示した計画をいう。
- (5) 規程等 この規程、天童市環境マネジメントシステム内部環境監査要綱、天童市環境マネジメントシステム外部評価委員会設置要綱、天童市環境マネジメントシステム実施マニュアル並びにシステムの運営に係る手順書、附属資料及び様式をいう。
- (6) 内部環境監査 システムの運営状況及び各課等の環境に関する取組の実施状況について、客観的な証拠の取得及び評価を通じて検証することをいう。

(平 2 3 訓令 8 等・一部改正)

(最高責任者の職務等)

第 6 条 市長は、システムの最高責任者となり、次に掲げる職務を行う。

- (1) 環境方針の決定及び改定を行うこと。
- (2) 環境目的及び環境目標並びに実施計画の決定及び改定を行うこと。
- (3) システムの運営に必要な規程等の制定及び改廃を行うこと。
- (4) 内部環境監査員を任命すること。
- (5) システムの見直しを行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、システムの構築及び維持に関し必要な指示を行うこと。

(環境管理委員会の設置等)

第 7 条 システムに関する重要事項を審査及び審議するため、天童市環境管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境方針
- (2) 環境目的及び目標

- (3) 実施計画
 - (4) 規程等
 - (5) システムの見直し
- 3 管理委員会は、次の職にある者をもって構成する。
- (1) 副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 総務部長
 - (4) 健康福祉部長
 - (5) 市民部長
 - (6) 経済部長
 - (7) 建設部長
 - (8) 総務部地方創生推進監
 - (9) 病院事務局長
 - (10) 消防長
 - (11) 教育次長
 - (12) 議会事務局長
- 4 管理委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 管理委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。
- 8 管理委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 9 管理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

(平23訓令8等・平25訓令11等・平26訓令25等・平27訓令9等・一部改正)

(総務部長の職務)

第 8 条 システムにおける総務部長の職務は、次のとおりとする。

- (1) システム運営の管理全般に関すること。
- (2) システムの運営状況を市長へ報告すること。
- (3) 各実行部門におけるシステム運用の総合調整に関すること。
- (4) 所属職員の環境教育及び訓練の実施に関すること。

(部等の長の職務)

第 9 条 システムにおける各実行部門の長（以下「部等の長」という。）の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各実行部門におけるシステムの確立及び運営の推進に関すること。
- (2) 環境関係法令等の登録及び運営管理の承認に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、各実行部門に所属する課等がシステムを運営するために必要と認めること。

2 各実行部門を担当する部等の長は、次の各号の部門に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部門 総務部長
- (2) 健康福祉部門 健康福祉部長
- (3) 市民部門 市民部長
- (4) 経済部門 経済部長
- (5) 建設部門 建設部長
- (6) 病院部門 病院事務局長
- (7) 消防部門 消防長
- (8) 教育部門 教育次長
- (9) 議会部門 議会事務局長

(平 2 3 訓令 8 等・一部改正)

(課等の長の職務)

第 1 0 条 別表に規定する実行部門に所属する課等の長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境目的、環境目標及び実施計画の立案に関すること。
- (2) 所属職員への環境改善及び維持活動の指示並びに統括に関すること。

(3) 不適合事項の予防処置及び是正処置に関すること。

(4) 環境関係法令等の調査に関すること。

(5) 所属職員の環境教育に関すること。

(職員等の職務)

第11条 課等に属するすべての職員は課等の長の指示に従い、システムを運営する。

2 職員は、日常の事務及び事業活動において環境保全に配慮しなければならない。

3 課等に環境推進員を置き、庶務担当係長をもってこれに充てる。ただし、庶務担当係長が不在のとき、又は欠けたときは、課等の長が指名する者をもって充てる。

4 環境推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 課等におけるシステムの確立及び運営を推進すること。

(2) 各種報告書等の作成及び提出に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、課等においてシステムを運営するために必要と認めること。

(内部環境監査)

第12条 システムの運営及び各課等で実施している環境に関する取組等が適切に行われているかを調査し、システム運営及び環境に関する取組の改善に資するため、内部環境監査を行う。

2 内部環境監査の実施等については、天童市環境マネジメントシステム内部環境監査要綱の規定に基づいて行うものとする。

(内部環境監査員及び内部環境監査委員会)

第13条 市長は、内部環境監査を実施するため、課等に所属する職員の中から内部環境監査員を任命する。

2 内部環境監査員の職務の統一及び調整並びに監査結果の検討を行うため、天童市内部環境監査委員会を設置する。

(外部評価)

第14条 システム全体に係る運営状況及び個別の取組状況等について評価及び助言するため、天童市外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置

する。

- 2 市長は、システムの運営に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をすることができる者を外部評価委員会の委員として委嘱する。

(事務局の設置)

第15条 システムの円滑な運営管理を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、総務部総務課に置き、事務局長は、総務部総務課長をもって充てる。

(他の計画との調整及び環境方針等の公表)

第16条 環境方針の策定及び改定に当たっては、天童市総合計画及び天童市環境基本計画との整合性を図るものとする。

- 2 環境方針、環境目的及び環境目標は、一般に公表する。

(システムの見直し)

第17条 市長は、年に1回以上システムの見直しを行うものとする。

(委任)

第18条 この規程に掲げるもののほか、システムの運用管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第4号等)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第8号等)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第9号等)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第11号等)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日訓令第11号等)

この訓令は、令達の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月28日訓令第25号等)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日訓令第 39 号等）

この訓令は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 9 号等）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 30 日訓令第 23 号等）

この訓令は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号等）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令第 12-2 号等）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（平 22 訓令 4 等・平 23 訓令 8 等・平 24 訓令 9 等・平 25 訓令 11 等・
平 26 訓令 11 等・平 26 訓令 25 等・平 26 訓令 39 等・平 27 訓令 2
3 等・平 29 訓令 3 等・令 2 訓令 12-2 等・一部改正）

実行部門	実行部門に所属する課等
総務部門	総務部総務課、同財政課、同市長公室、同危機管理室、同ふるさと納税推進室、同税務課、同納税課、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
健康福祉部門	健康福祉部社会福祉課、同保険給付課、同健康課（健康センターを含む。）、同子育て支援課、舞鶴保育園、さくら保育園、みどり保育園、いなほ保育園、田麦野へき地保育所、寺津児童館、山口児童館
市民部門	市民部生活環境課、同市民課、同文化スポーツ課
経済部門	経済部農林課（農業センター及び森林情報館を含む。）、同商工観光課、同産業立地室、農業委員会事務局
建設部門	建設部建設課、同都市計画課、上下水道事業所
病院部門	市民病院事務局
消防部門	消防本部消防課、消防署
教育部門	教育委員会教育総務課、同学校教育課、同生涯学習課

	<p>(勤労青少年ホームを含む。)、学校給食センター、天童南部小学校、天童中部小学校、天童北部小学校、成生小学校、蔵増小学校、寺津小学校、津山小学校、山口小学校、高掬小学校、長岡小学校、干布小学校、荒谷小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、天童南部公民館、天童中部公民館、天童北部公民館、成生公民館、蔵増公民館、寺津公民館、津山公民館、田麦野公民館、山口公民館、高掬公民館、長岡公民館、干布公民館、荒谷公民館、高原の里交流施設ぽんぽこ</p>
議会部門	議会事務局